

議案第 41 号

杉並区学校教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月25日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

週休日等以外の日と週休日等をまたぐ勤務を行った場合の取扱いについて定める
等の必要がある。

杉並区学校教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和 8 年 3 月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区学校教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する
規則

杉並区学校教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 19 年杉並区教育
委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 25 条第 3 項第 1 号」を「第 25 条第 3 項」に改め、「同条
第 1 項本文の」を加える。

第 3 条第 2 項を削る。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

第 4 条 次に掲げる場合には、条例第 25 条第 2 項の規定による管理職員特別勤務
手当を支給しない。この場合において、条例第 13 条の規定に基づき管理職手当
の支給を受ける職員がした条例第 25 条第 2 項の勤務は、同条第 1 項本文の勤務
とみなす。

（1） 条例第 25 条第 1 項本文の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務を
した場合

（2） 条例第 25 条第 2 項の勤務をした後、引き続いて同条第 1 項本文の勤務を
した場合

附則第 2 項中「第 3 条第 1 項第 1 号」を「第 3 条第 1 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区学校教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(管理職員特別勤務手当の額等) 第2条 略 2 条例第25条第3項の教育委員会規則で定める勤務は、同条第1項本文の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。 第3条 略 第4条 次に掲げる場合には、条例第25条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、条例第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員がした条例第25条第2項の勤務は、同条第1項本文の勤務とみなす。 (1) 条例第25条第1項本文の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合 (2) 条例第25条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項本文の勤務をした場合 (委任) 第5条 略 附 則 1 略 2 当分の間、条例附則第2項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第2条第1項第1号及び第3条第1号に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるもの	(管理職員特別勤務手当の額等) 第2条 略 2 条例第25条第3項第1号の教育委員会規則で定める勤務は、<u>勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</u> 第3条 略 2 条例第25条第1項本文の規定による勤務をした後、引き続いて同条第2項の規定による勤務をした条例第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には、その引き続く勤務に係る条例第25条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。 (委任) 第4条 略 附 則 1 略 2 当分の間、条例附則第2項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるもの

新	旧
とする。) とする。	とする。) とする。